

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	35	府省庁名 経済産業省資源エネルギー庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>昭和57年度から平成26年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産（事務所及び宿舍の用に供するものを除く。）に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置を5年間延長する。</p>	
関係条文	<p>〔 地方税法附則第15条 第5項 〕</p> <p>〔 地方税法施行令附則第11条 第7項 〕</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲1, 236) [平年度] ー (▲1, 173)</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給（Economic Efficiency）を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図ることをエネルギー政策の基本的視点とするとともに、国際的視点、経済成長の視点を重要な視点としている。これらの基本的な視点の下、“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現のための電力政策を着実に推進する。</p> <p>特に沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的な特殊性を抱えていることから、本措置により、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄における電気事業については、</p> <p>1) 地理的・地形的な制約や需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（特に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ない、</p> <p>2) ①多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要（離島部門は構造的な収支不均衡）、②他の電力会社との電力相互融通が不可能であるため、高い供給予備力が必要、③地域特有の台風・塩害対策に巨額の投資が必要、等の理由から設備投資負担が大きい、等の構造的不利性があり、電力料金が他社より割高となっている。</p> <p>このような構造的不利性がある中、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のためには、政策的支援が必要となる。</p> <p>特に、沖縄においては、今後とも、設備投資が大きな負担となることが見込まれるため、電気料金の抑制のためには、本措置による設備投資負担の軽減が必要不可欠である。</p>	
本要望に対応する縮減案	ー	

	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス																																										
	政策の達成目標	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保																																										
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年間の延長）																																										
	同上の期間中の達成目標	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保																																										
合理性	政策目標の達成状況	<p>本措置により、平成21年度から平成25年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.13円の電力料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じることが必要である。</p> <p><電気料金に与える影響（実績）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量 (百万 kWh)</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,440</td> <td>7,314</td> <td>7,556</td> </tr> <tr> <td>影響額 (円/kWh)</td> <td>0.13</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.13</td> <td>0.17</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売電力量は沖縄電力(株)より聴取。 ※影響額は、減収額/販売電力量により算出。</p> <p><電気料金の推移></p> <p style="text-align: right;">(単位：円/kWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力(株)</td> <td>20.14</td> <td>19.90</td> <td>21.07</td> <td>21.44</td> <td>22.08</td> </tr> <tr> <td>9社平均</td> <td>15.98</td> <td>15.87</td> <td>16.80</td> <td>17.92</td> <td>19.79</td> </tr> <tr> <td>単価差</td> <td>4.16</td> <td>4.03</td> <td>4.27</td> <td>3.52</td> <td>2.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気料金の算定方法は、電灯・電力料収入を電灯・電力（自由化対象需要分を含む）の販売電力量（kWh）で除したもの。</p> <p>(参考) 沖縄電力(株)はこれまで、効率化の推進により逐次料金改定を行っているが、構造的不利性により電源を火力発電に頼っていることから、燃料価格高騰などの外部要因により、実績単価は上昇傾向にある。</p> <p>○沖縄電力(株)の料金改定率の推移： 昭和63年1月 ▲19.62%、平成元年4月 ▲2.79%、 平成8年1月 ▲5.96%、平成10年2月 ▲3.72%、 平成12年10月 ▲3.78%、平成14年10月 ▲5.79%、 平成17年7月 ▲3.27%、平成18年7月 ▲3.24%、 平成20年9月 ▲0.45%</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	販売電力量 (百万 kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556	影響額 (円/kWh)	0.13	0.12	0.12	0.13	0.17	年度	H21	H22	H23	H24	H25	沖縄電力(株)	20.14	19.90	21.07	21.44	22.08	9社平均	15.98	15.87	16.80	17.92	19.79	単価差	4.16	4.03	4.27	3.52	2.29
		年度	H21	H22	H23	H24	H25																																					
販売電力量 (百万 kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556																																							
影響額 (円/kWh)	0.13	0.12	0.12	0.13	0.17																																							
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																							
沖縄電力(株)	20.14	19.90	21.07	21.44	22.08																																							
9社平均	15.98	15.87	16.80	17.92	19.79																																							
単価差	4.16	4.03	4.27	3.52	2.29																																							

有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者：1社（沖縄電力（株））																				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に織り込まれていないことから、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、平成27年度における一般家庭のモデルケース（300kWh/月）では月額約48円の負担軽減の効果がある。</p> <p><電気料金に与える影響（見込み）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量（百万kWh）</td> <td>7,564</td> <td>7,636</td> <td>7,667</td> <td>7,737</td> <td>7,808</td> <td>7,878</td> </tr> <tr> <td>影響額（円/kWh）</td> <td>0.17</td> <td>0.16</td> <td>0.16</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売電力量は沖縄電力（株）より聴取。 ※影響額は、減収額／販売電力量により算出。</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力（株）の需要家への料金に、軽減されない分が上乘せされることになるため、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	販売電力量（百万kWh）	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878	影響額（円/kWh）	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31																
販売電力量（百万kWh）	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878																
影響額（円/kWh）	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15	0.14																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税（石油石炭税） ・沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（国税：法人税等、地方税：法人事業税等） ・沖縄の産業高度化・事業革新促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置（地方税：事業所税） 																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																				
	要望の措置の妥当性	<p>本措置によって、構造上の問題に伴う発電コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての的確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。</p> <p>なお、電気料金は省令に基づいて算定されており、本措置による固定資産税の軽減額分については料金原価に織り込まれていないことから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。</p>																				

税負担軽減措置等の適用実績	(単位：百万円)					
	年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)
	軽減額	949	908	896	923	1,262
※数値は沖縄電力(株)より聴取。						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用総額（千円）： 69,184,262（23年度） 71,925,535（24年度）					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置による固定資産税の軽減分については、電気料金の料金原価に織り込まれていないことから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。例えば、平成25年度における一般家庭のモデルケース（300kWh/月）では月額約48円の負担軽減効果がある。					
前回要望時の達成目標	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標に関しては概ね達成している。					
これまでの要望経緯	昭和57年度 創設 昭和60年度 2年間の延長 昭和62年度 5年間の延長 平成4年度 5年間の延長 平成9年度 5年間の延長 平成14年度 5年間の延長 平成19年度 5年間の延長 平成24年度 3年間の延長					